

ニセコ町

長期財政評価

令和7年7月

ニセコ町

# 目次

## I 長期財政評価

### 1 目的

### 2 人口

## II 財政状況

### 1 決算

### 2 歳入

### 3 歳出

### 4 基金

### 5 地方債

### 6 財政指標

### 7 財政状況の総括

## III 将来を見据えた地方債計画

### 1 地方債残高・償還額の見通し

### 2 基金積立・活用方針

## IV 今後の見通しと財政運営の方向性

### 1 将来に向けた財政の課題

### 2 安定的な財政運営に向けた基本姿勢

# I 長期財政評価

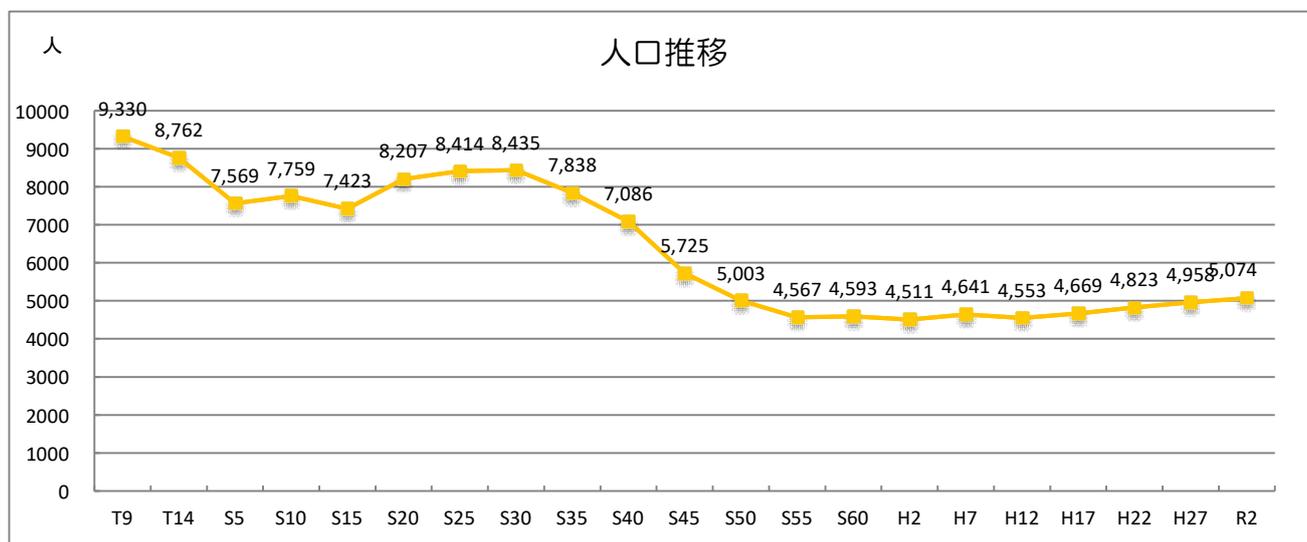
## 1 目的

ニセコ町では、平成 15 年度以降に国が進めた「三位一体の改革」の影響により、地方交付税などの収入が大きく減ったことに加え、地方債（町の借金）の返済額が増えるというこれまでにない厳しい財政状況に直面しました。

このような背景から、平成 16 年度に「ニセコ町財政危機突破計画」を策定し、収入の確保と支出の削減の両面から抜本的な改革に取り組んできました。そして、令和 6 年度にこの計画が一区切りを迎えるにあたり、これまでの財政状況を振り返り、過去 20 年間にわたる主要な財政指標の変化や実績を整理しました。本資料は、その結果をまとめたものであり、今後も町財政を健全かつ持続可能な運営にしていくための参考資料とするものです。

## 2 人口

ニセコ町は、かつて人口が減少してきた地域ですが、平成 2 年の 4,511 人を起点に、約 30 年にわたり緩やかな増加傾向が続いています。令和 2 年の国勢調査では人口が 5,000 人を超えたことで、人口規模に基づく類型が「Ⅰ類型（人口 5,000 人未満）」から「Ⅱ類型（人口 5,000 人～10,000 人未満）」へと変更されました。これにより、普通交付税の増額など、町財政にとって有利な変化が生まれています。今後も人口 5,000 人以上を安定的に維持することは、健全な財政運営において重要な要素となります。



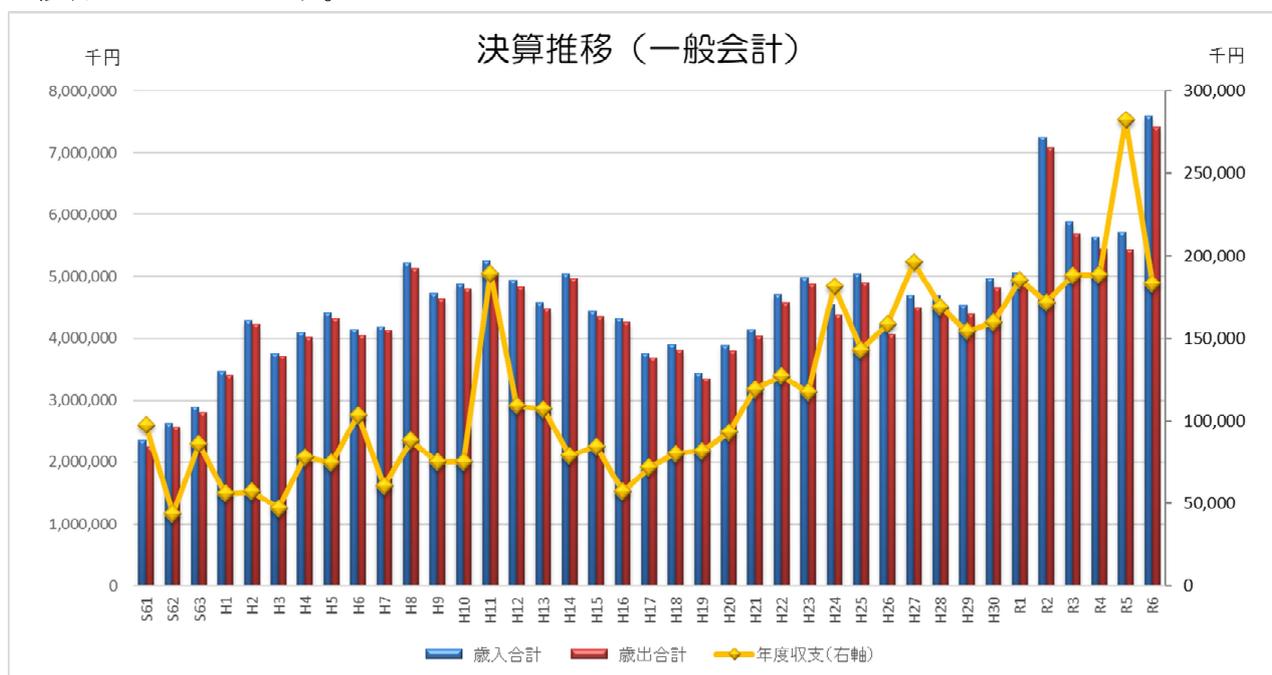
## II 財政状況

### 1 決算

一般会計の決算規模は、これまで概ね 40 億円台から 50 億円台で推移してきました。ただし近年は、大規模な公共施設の整備や新型コロナウイルス感染症への対応などが重なり、一時的に 70 億円規模に拡大することもありました。

年度収支を見ると、平成 21 年度以降は毎年 1 億円以上の金額を翌年度に繰り越せる状況が続いています。以前は、繰越額が 0.5 億円程度にとどまっていたので、その後の繰越額の増加と安定は、「財政危機突破計画」による財政健全化の成果といえます。

また近年は、約 2 億円の繰越額を確保できるようになり、町の財政運営は安定した状態に移行しつつあります。

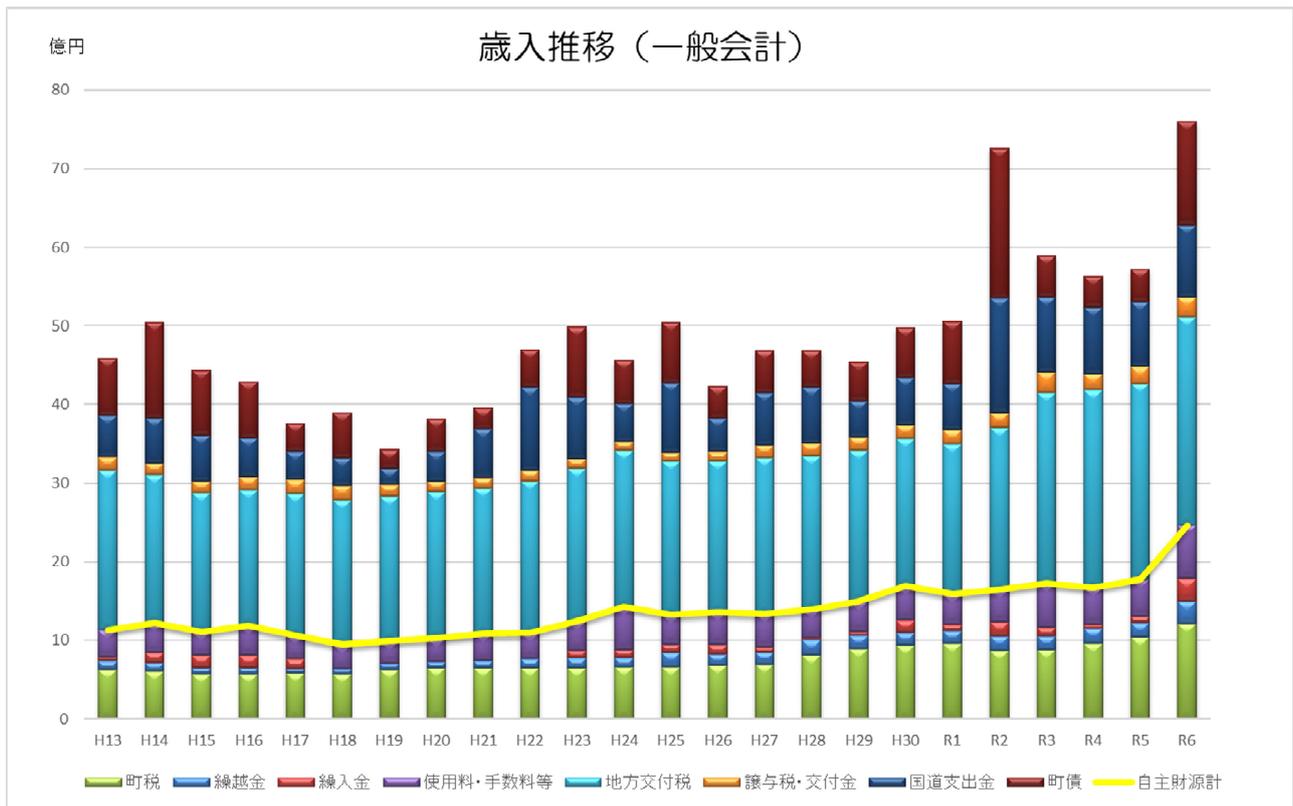


### 2 歳入

#### (1) 歳入全般

町税は 12 億円を超える規模に達しており、使用料・手数料等に含まれる寄附金も増加傾向にあります。これにより町が自由に活用できる自主財源は徐々に増えてきています。とはいえ、自主財源の割合は全体の約 30%にとどまっていますので、引き続きその拡充が求められます。

また、依存財源である地方交付税は歳入全体の 40%以上を占める年度が多く、小規模自治体にとって欠かせない資金源です。令和 2 年の国勢調査以降には、人口規模による類型が「II 類型（人口 5,000 人～10,000 人未満）」に変更されたことにより、普通交付税が年間で約 3 億円も増加するなど、町財政に大きく寄与しています。

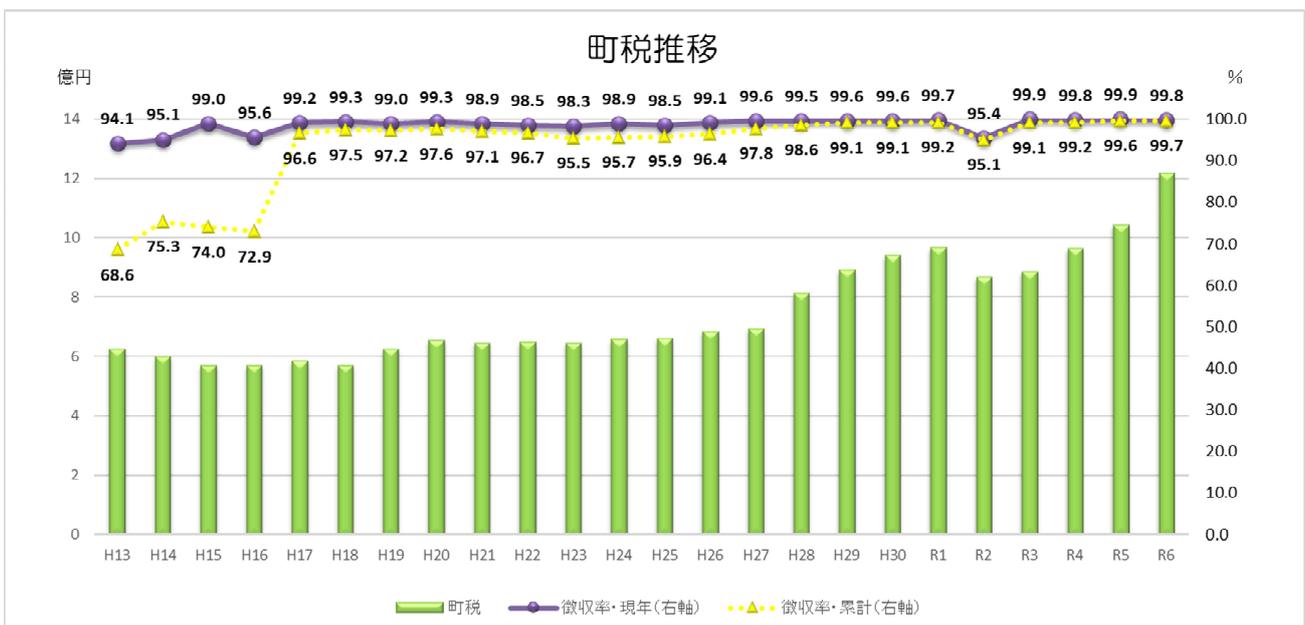


## (2) 町税

平成 13 年度以降、固定資産税の減少により税収は一時 5 億円台で推移しましたが、平成 19 年度以降は町民税の増加により 6 億円台で安定し、平成 28 年度には 8 億円を超えました。

その後、コロナ禍による影響を経て税収は回復し、令和 6 年度には「宿泊税」の導入による安定財源の確保が進み、町税は 12 億円を超える規模となりました。

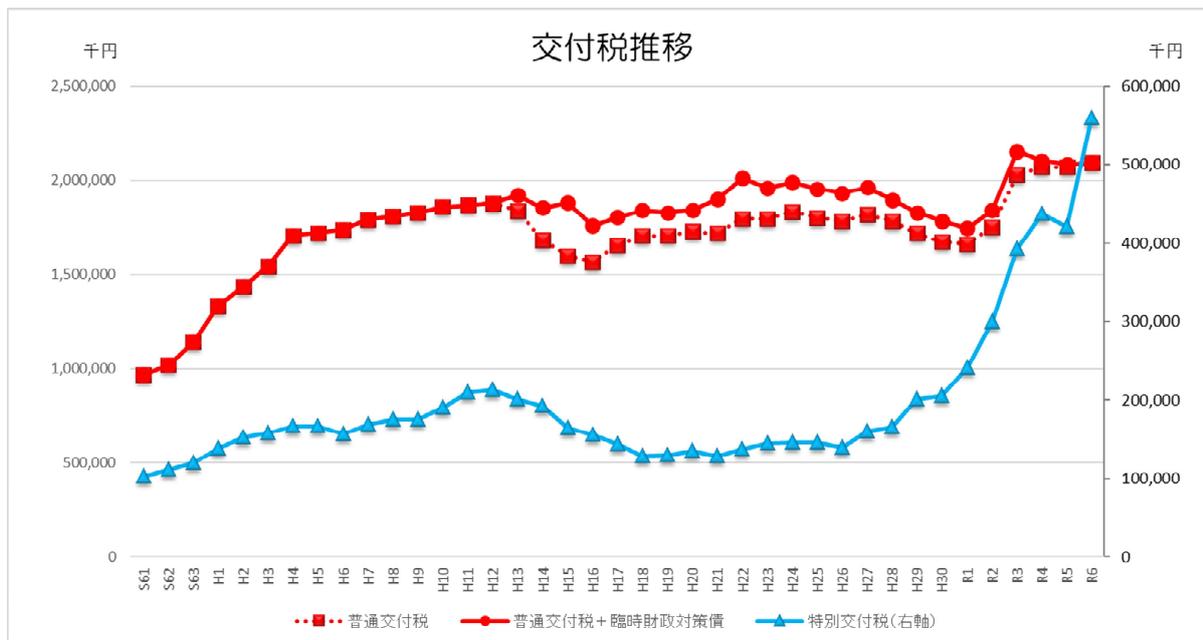
現年徴収率は 99.8% と非常に高く、累計徴収率も 99% 以上を保っており、税の徴収体制がきわめて安定していることがわかります。



### (3) 地方交付税

「実質的な普通交付税（普通交付税＋臨時財政対策債）」は、平成16年度の「財政危機突破計画」を策定した際には一時的に減少しましたが、その後は徐々に回復しています。

平成28年度頃からは税収の増加により再び減少に転じましたが、人口規模による類型が「Ⅱ類型」となったことを背景に、現在は過去最高水準で安定しています。また、特別交付税も「地域おこし協力隊」などの制度活用や積極的な申請により5億円台まで増加しており、町の前向きな対応が実を結んでいます。

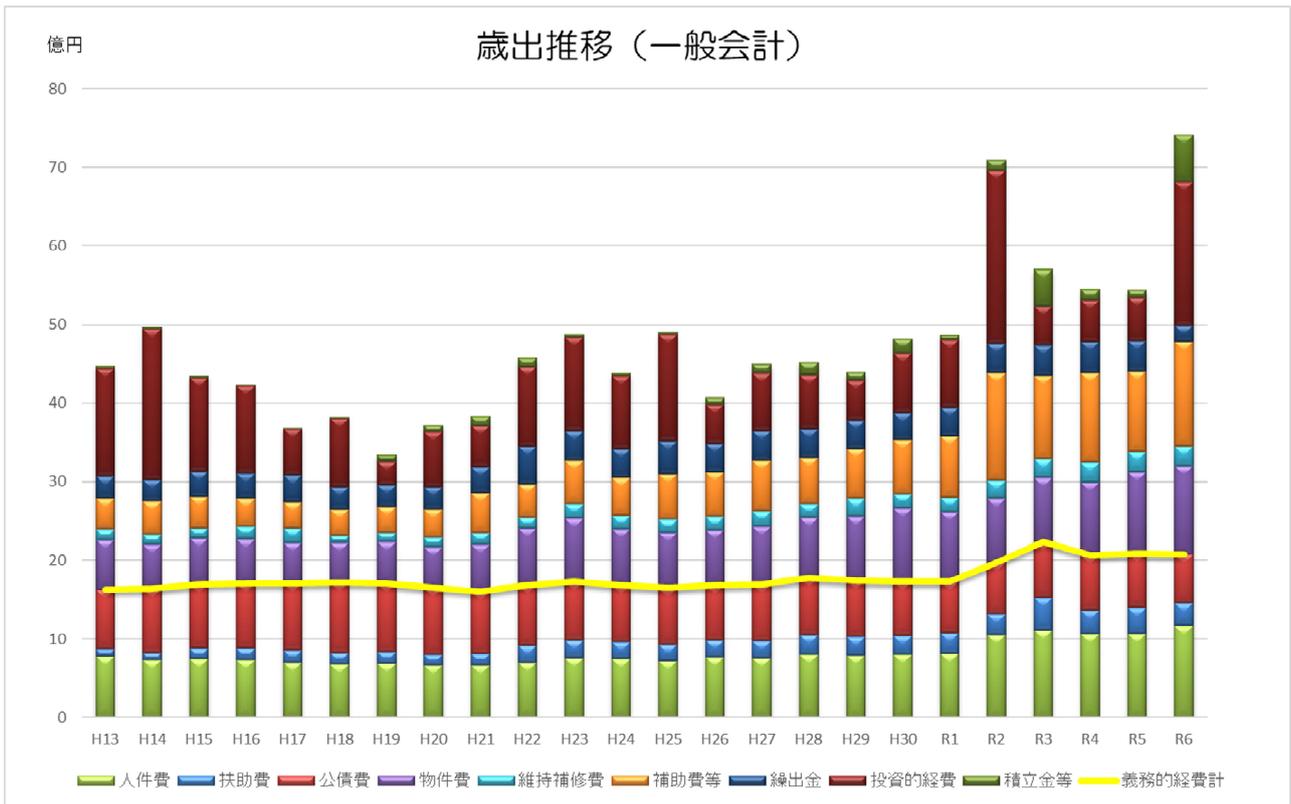


## 3 歳出

歳出の内訳を見ると、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」は近年増加傾向にあります。特に人件費については、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」など、特別交付税の対象となる人員の増加が一因となっています。一方で、会計年度任用職員制度の導入・拡充に伴い、財源措置のない人件費も増加しており、今後の制度拡充の動きには継続的な注視が必要です。

義務的経費が歳出全体に占める割合については、平成19年度には51.3%と高水準にありましたが、近年は30%台まで低下しています。ただし、今後再び増加した場合には、町が自由に使える財源が減少し、政策的な事業への影響が懸念されます。そのため、義務的経費の拡大が見込まれる場合には、早期の対応策の検討が求められます。

なお、令和2年度に投資的経費が大きく増加した背景には、役場庁舎の建設工事に伴う支出がありました。これにより一時的に歳出総額が拡大しましたが、計画的な財源の確保と基金の活用によって適切な対応が図られました。



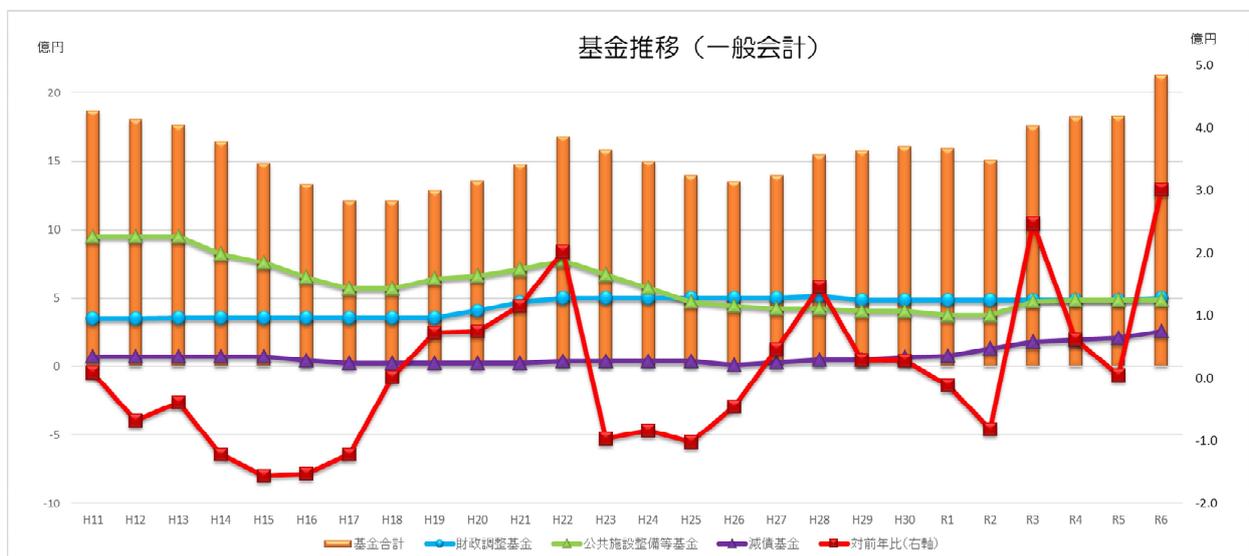
## 4 基金

### (1) 基金総額

平成12年度から17年度と、平成23年度から26年度にかけては、財政の厳しさから、基金を取り崩しながらの運営が続いていました。しかし、いずれの時期においても、その後には計画的な積立てを行い、町の財政の安定化に努めてきたことが伺えます。

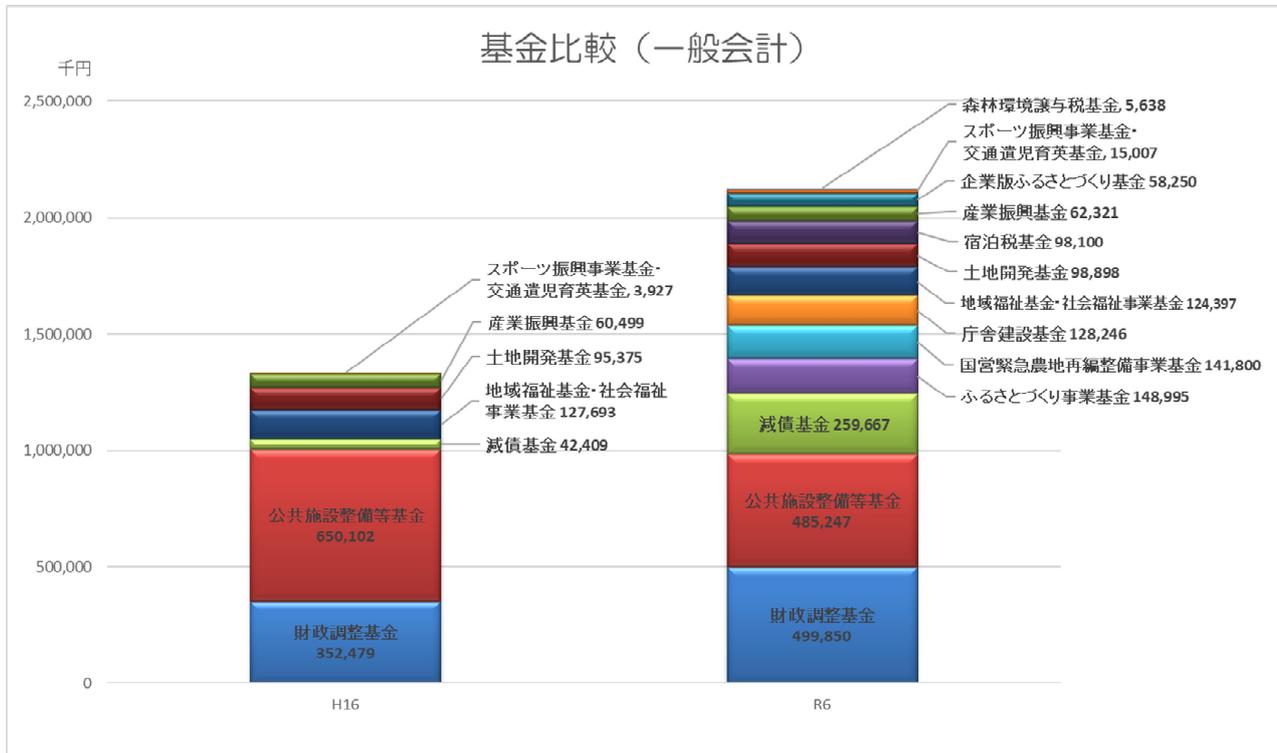
特に「財政調整基金」は、標準財政規模の約15%という望ましい規模を維持しており、非常時に備えた適正な水準を確保しています。また、将来の借金返済に備える「減債基金」についても、近年は継続的かつ計画的な積立てが実施されており、財政の健全性向上に寄与しています。

また、宿泊税基金などの取り組みも含めて、現在の基金総額は21億円台まで増加しており、安定した財政運営に向けた着実な備えが進められていることがわかります。



## (2) 基金比較

「財政危機突破計画」が策定された平成16年度と比較すると、令和6年度の基金総額は大幅に増加しています。現在の基金内訳には、将来の財政負担を軽減するための備えとして、「減債基金」や「国営緊急農地再編整備事業基金」、「庁舎建設基金（消防庁舎）」などの金額が多く含まれるようになりました。これらの基金は、大型事業の実施や償還に備えるための重要な財源として位置づけられ、先を見据えた財政運営が行われていることを示します。

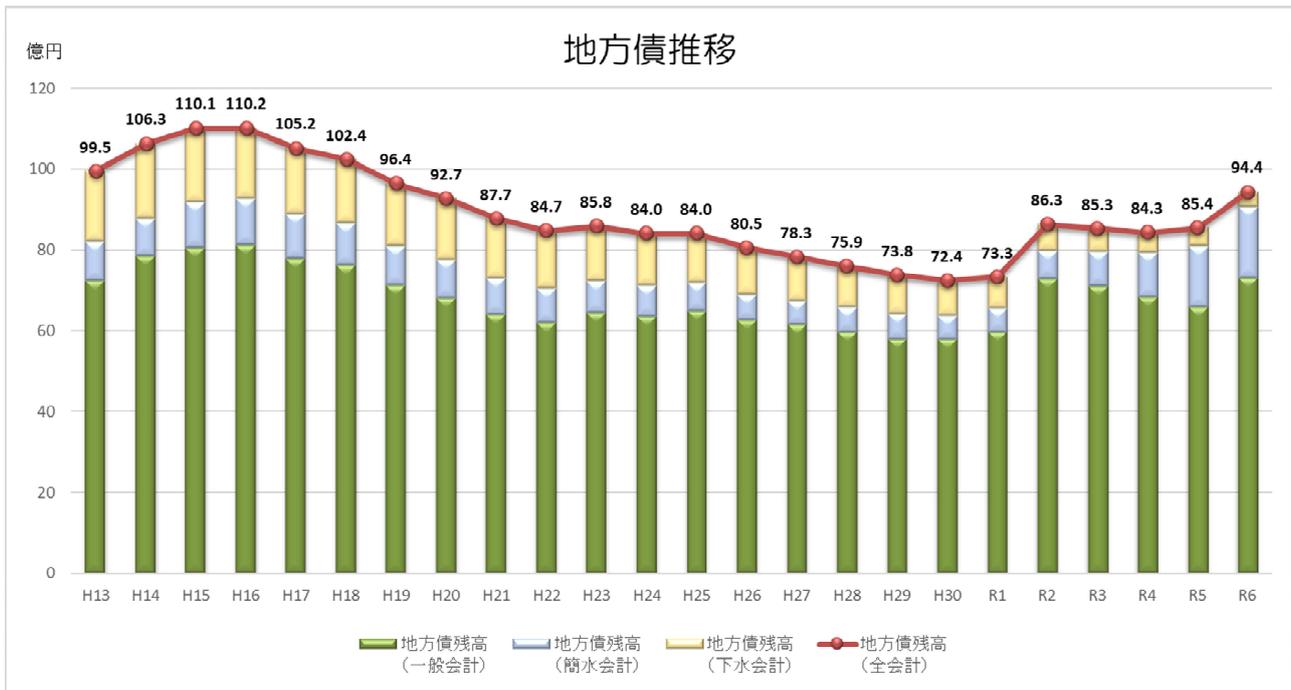


## 5 地方債

平成16年度に「財政危機突破計画」を策定した当時の地方債残高は110億円に達していました。これを受けて、町では借入額の抑制と計画的な返済を継続してきた結果、地方債残高は着実に減少しました。

しかし、役場庁舎の建設に伴い、新たな借入れを行ったことから、令和2年度に地方債残高が増加しています。その際、将来の返済負担に備えて、据置期間中に「減債基金」への積立てを進めるなど、財政の安定化を図る対策も講じました。令和6年度にも一般会計における新たな借入れが影響し、地方債残高が再び増加しています。その後の動向についても、引き続き注意が必要です。

今後も、必要な事業には交付税措置のある有利な地方債を適切に活用しながら、確実な返済に向けた準備を進めていくことが重要です。



## 6 財政指標

### (1) 実質公債費比率

#### ① 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、地方債（町の借金）の返済額が、町の財政規模に占める割合を示す指標で、この数値が高いほど財政の柔軟性が低くなることを意味します。

ニセコ町では、平成18年度に18.5%と最も高い数値を記録しましたが、その後は徐々に低下し、令和5年度には4.2%まで改善しました。

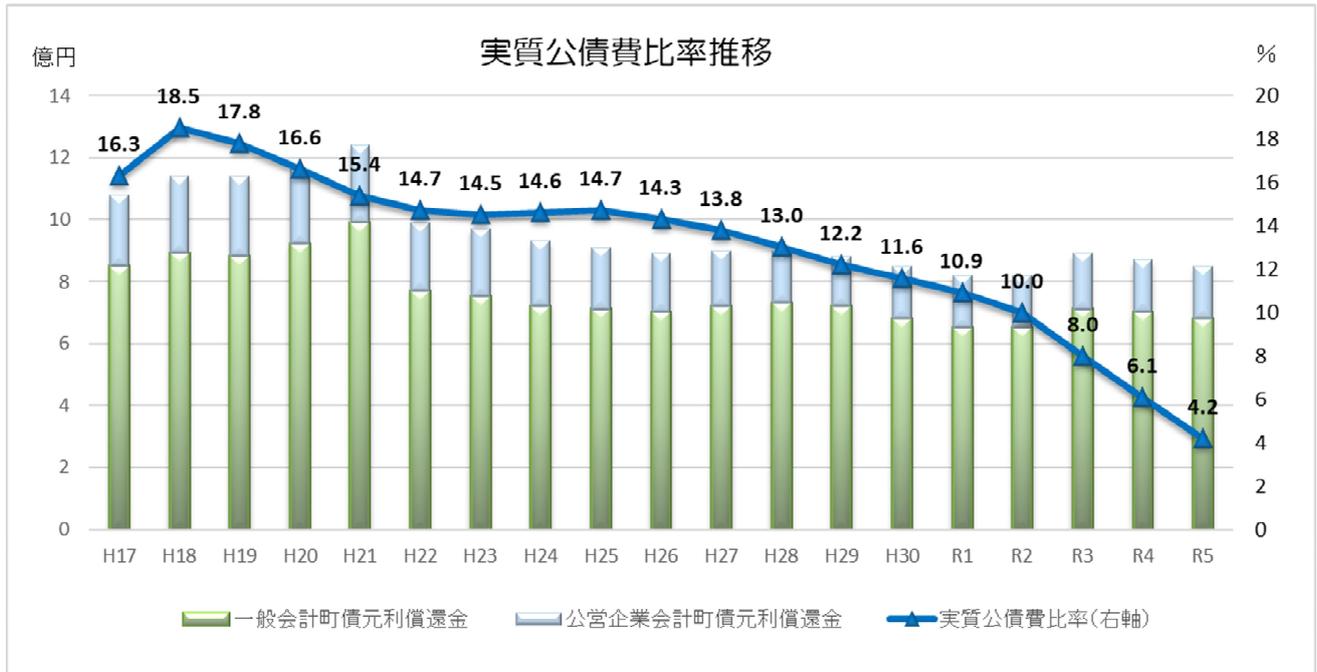
この改善の背景には、返済額の縮小や、交付税措置率の低い（町の負担が大きい）地方債の返済が終わり、より有利な交付税措置率の高い（国の財政支援が手厚い）地方債を活用していることが挙げられます。

#### 【参考】実質公債費比率に関する基準

18%以上：地方債の発行には、国の許可が必要になります。

25%以上：早期健全化が求められ、一部の地方債発行が制限されます。

35%以上：財政再建が必要となり、多くの地方債が発行できなくなります。



## ②道内市町村の実質公債費比率 (降順)

令和5年度のニセコ町の比率は、道内市町村の中で173番目という順位であり、きわめて低い水準にあります。

降順	市町村名	実質公債費比率				降順	市町村名	実質公債費比率				降順	市町村名	実質公債費比率				降順	市町村名	実質公債費比率			
		R5年度	R4年度	順位	増減			R5年度	R4年度	順位	増減			R5年度	R4年度	順位	増減			R5年度	R4年度	順位	増減
1	夕張市	67.2	67.4	1	▲0.2	45	稚内市	10.7	10.3	52	0.4	89	旭川市	8.9	8.5	94	0.4	135	滝上町	7.1	6.8	135	0.3
2	網走市	16.1	16.7	2	▲0.6	47	蘭越町	10.6	10.8	40	▲0.2	92	共和町	8.8	8.8	85	0.0	135	厚沢部町	7.1	6.5	141	0.6
3	深川市	15.5	14.5	6	1.0	47	遠軽町	10.6	9.9	61	0.7	92	湧別町	8.8	8.1	106	0.7	135	恵庭市	7.1	6.0	151	1.1
4	木古内町	14.5	13.8	9	0.7	49	岩見沢市	10.5	10.2	56	0.3	94	杜町	8.7	9.8	64	▲1.1	139	下川町	7.0	6.5	141	0.5
5	弟子屈町	14.3	14.9	3	▲0.6	50	登別市	10.4	10.9	39	▲0.5	94	喜茂別町	8.7	9.0	82	▲0.3	140	滝川市	6.8	7.5	124	▲0.7
5	士別市	14.3	14.7	4	▲0.4	50	釧路市	10.4	10.7	42	▲0.3	94	歌志内市	8.7	8.9	84	▲0.2	140	剣淵町	6.8	6.3	145	0.5
7	浦臼町	14.2	9.2	77	5.0	50	長沼町	10.4	10.6	45	▲0.2	94	樺津町	8.7	8.2	102	0.5	140	比布町	6.8	5.7	156	1.1
8	豊浦町	14.1	13.7	12	0.4	50	室蘭市	10.4	9.9	61	0.5	98	むかわ町	8.5	8.7	91	▲0.2	143	乙部町	6.7	5.6	158	1.1
9	日高町	14.0	13.8	9	0.2	54	上川町	10.2	10.3	52	▲0.1	98	根室市	8.5	8.4	99	0.1	144	島牧村	6.6	6.6	140	0.0
10	由仁町	13.9	13.9	8	0.0	55	猿払村	10.1	9.5	68	0.6	98	富良野市	8.5	7.8	116	0.7	145	栗山町	6.4	8.3	100	▲1.9
11	中川町	13.8	13.8	9	0.0	56	白糠町	10.0	10.0	58	0.0	98	平取町	8.5	7.1	130	1.4	145	更別村	6.4	7.6	120	▲1.2
12	利尻富士町	13.7	14.6	5	▲0.9	57	長万部町	9.9	10.7	42	▲0.8	102	せたな町	8.4	8.5	94	▲0.1	145	石狩市	6.4	6.8	135	▲0.4
12	利尻町	13.7	13.5	13	0.2	57	名寄市	9.9	10.3	52	▲0.4	103	知内町	8.3	9.1	80	▲0.8	145	鶴居村	6.4	5.4	162	1.0
14	広尾町	13.6	14.5	6	▲0.9	57	小清水町	9.9	10.1	57	▲0.2	103	東神楽町	8.3	8.8	85	▲0.5	149	和寒町	6.3	5.6	158	0.7
15	美瑛町	13.4	12.5	17	0.9	57	浦河町	9.9	9.9	61	0.0	103	今金町	8.3	7.6	120	0.7	149	新十津川町	6.3	4.7	169	1.6
15	寿都町	13.4	12.1	23	1.3	57	福島町	9.9	9.8	64	0.1	106	奥尻町	8.2	8.8	85	▲0.6	151	砂川市	6.2	5.5	161	0.7
15	厚真町	13.4	11.6	26	1.8	62	幕別町	9.8	9.6	66	0.2	106	帯広市	8.2	8.3	100	▲0.1	151	鷹栖町	6.2	5.3	163	0.9
18	赤平市	13.2	12.2	22	1.0	62	浜頓別町	9.8	8.8	85	1.0	106	新冠町	8.2	8.0	109	0.2	153	美深町	6.1	6.2	147	▲0.1
19	留寿都村	12.7	12.5	17	0.2	64	鹿追町	9.7	9.3	75	0.4	106	置戸町	8.2	6.4	144	1.8	154	増毛町	6.0	8.2	102	▲2.2
20	黒松内町	12.6	13.1	15	▲0.5	65	当別町	9.6	10.0	58	▲0.4	110	倶知安町	8.1	8.0	109	0.1	154	中札内村	6.0	6.1	148	▲0.1
21	岩内町	12.5	13.4	14	▲0.9	65	大空町	9.6	10.0	58	▲0.4	110	芽室町	8.1	6.5	141	1.6	154	妹背牛町	6.0	5.9	153	0.1
22	江差町	12.3	13.0	16	▲0.7	65	積丹町	9.6	9.5	68	0.1	112	北広島市	8.0	8.0	109	0.0	157	秩父別町	5.9	5.9	153	0.0
22	中標津町	12.3	12.5	17	▲0.2	65	浦幌町	9.6	8.8	85	0.8	112	えりも町	8.0	8.0	109	0.0	158	芦別市	5.7	5.3	163	0.4
22	礼文町	12.3	12.3	21	0.0	65	上ノ国町	9.6	8.1	106	1.5	112	京極町	8.0	7.9	115	0.1	159	津別町	5.6	6.3	145	▲0.7
25	池田町	12.2	12.5	17	▲0.3	70	森町	9.5	10.6	45	▲1.1	112	釧路町	8.0	7.6	120	0.4	159	北斗市	5.6	5.0	167	0.6
26	足寄町	11.8	11.4	33	0.4	70	大樹町	9.5	9.5	68	0.0	112	馴子府町	8.0	7.4	127	0.6	161	上砂川町	5.5	5.6	158	▲0.1
26	北見市	11.8	11.1	36	0.7	70	小平町	9.5	9.4	71	0.1	112	土幌町	8.0	7.1	130	0.9	162	中富良野町	5.4	6.0	151	▲0.6
28	本別町	11.7	11.5	28	0.2	70	枝幸町	9.5	9.3	75	0.2	118	羅臼町	7.9	7.7	118	0.2	162	余市町	5.4	5.9	153	▲0.5
28	南幌町	11.7	10.5	49	1.2	70	苫前町	9.5	8.5	94	1.0	119	愛別町	7.8	8.2	102	▲0.4	164	赤井川村	5.3	5.7	156	▲0.4
30	様似町	11.6	11.1	36	0.5	75	八雲町	9.4	10.8	40	▲1.4	120	雄武町	7.7	7.8	116	▲0.1	164	幌加内町	5.3	3.9	173	1.4
31	浜中町	11.5	11.5	28	0.0	75	真狩村	9.4	10.7	42	▲1.3	120	苫小牧市	7.7	7.1	130	0.6	166	神恵内村	5.1	6.1	148	▲1.0
32	斜里町	11.4	11.7	25	▲0.3	77	紋別市	9.3	9.4	71	▲0.1	122	七飯町	7.6	8.5	94	▲0.9	167	函館市	5.0	5.1	165	▲0.1
33	音更町	11.2	11.2	35	0.0	78	新得町	9.2	10.6	45	▲1.4	122	雨竜町	7.6	7.4	127	0.2	168	江別市	4.8	5.1	165	▲0.3
33	陸別町	11.2	11.0	38	0.2	78	留萌市	9.2	9.4	71	▲0.2	124	佐呂間町	7.5	8.2	102	▲0.7	168	伊達市	4.8	4.7	169	0.1
35	別海町	11.1	11.5	28	▲0.4	78	仁木町	9.2	9.2	77	0.0	124	松前町	7.5	7.5	124	0.0	170	月形町	4.5	4.0	172	0.5
36	美幌市	11.0	11.6	26	▲0.6	78	標茶町	9.2	9.1	80	0.1	126	千歳市	7.4	7.6	120	▲0.2	171	幌延町	4.3	4.8	168	▲0.5
36	厚岸町	11.0	11.5	28	▲0.5	78	遠別町	9.2	9.0	82	0.2	126	豊頃町	7.4	7.5	124	▲0.1	171	鹿部町	4.3	3.6	174	▲0.7
36	新ひだか町	11.0	10.5	49	0.5	78	清里町	9.2	8.7	91	0.5	128	天塩町	7.3	8.0	109	▲0.7	173	ニセコ町	4.2	6.1	148	▲1.9
39	豊富町	10.8	11.9	24	▲1.1	78	上富良野町	9.2	8.5	94	0.7	128	東川町	7.3	7.7	118	▲0.4	174	小樽市	4.0	4.7	169	▲0.7
39	白老町	10.8	11.5	28	▲0.7	78	西興部村	9.2	8.1	106	1.1	128	興部町	7.3	7.4	127	▲0.1	175	新篠津村	3.5	2.2	176	1.3
39	南富良野町	10.8	11.4	33	▲0.6	86	奈井江町	9.1	9.4	71	▲0.3	131	占冠村	7.2	7.1	130	0.1	176	札幌市	2.9	2.9	175	0.0
39	洞爺湖町	10.8	10.4	51	0.4	87	羽幌町	9.0	9.2	77	▲0.2	131	美幌町	7.2	6.9	134	0.3	177	泊村	1.8	1.4	177	0.4
39	安平町	10.8	10.3	52	0.5	87	上士幌町	9.0	8.0	109	1.0	131	占冠村	7.2	6.8	135	0.4	178	沼田町	0.2	0.1	178	0.1
39	三笠市	10.8	9.6	66	1.2	89	清水町	8.9	8.8	85	0.1	131	初山別村	7.2	6.7	139	0.5	179	中頓別町	▲0.3	▲1.0	179	0.7
45	北竜町	10.7	10.6	45	0.1	89	古平町	8.9	8.7	91	0.2	135	音威子府村	7.1	6.8	135	0.3						

※財政再生基準以上の市町村(35%以上)・・・夕張市  
 ※地方債の発行に許可が必要となる市町村(18%以上)・・・夕張市

全道平均(札幌市除く)	9.0
全道平均	7.1

## (2) 将来負担比率

### ①将来負担比率の推移

将来負担比率とは、現在抱えている借入金や将来的な支払債務が、町の財政規模に対してどれだけの割合を占めているかを示す指標です。この数値が高いほど、将来にわたって町が負担すべき金額が多いことを意味します。

ニセコ町では、平成20年度にこの比率が97.6%と最も高くなりましたが、その後は減少を続け、令和5年度には37.9%まで改善しました。

この背景には、将来負担の軽減を目的とした「減債基金」「国営緊急農地再編整備事業基金」「庁舎建設基金（消防庁舎）」などへの計画的な積立てがあります。さらに、過去に返済していた交付税措置率の低い借入が終了し、現在はより支援の手厚い借入に切り替えられていることも、改善の要因となっています。

### 【参考】将来負担比率に関する基準

350%以上：国による早期健全化の対象となります。



## ②道内市町村の将来負担比率（降順）

令和5年度における道内市町村との比較では、ニセコ町は43番目に位置しており、早期健全化基準を大きく下回る良好な水準です。今後も計画的な基金への積立てを通じて、さらなる負担の抑制を目指します。

降順	市町村名	将来負担比率				降順	市町村名	将来負担比率				降順	市町村名	将来負担比率				降順	市町村名	将来負担比率			
		R5年度	R4年度	順	増減			R5年度	R4年度	順	増減			R5年度	R4年度	順	増減			R5年度	R4年度	順	増減
1	夕張市	171.7	220.7	1	▲49.0	46	砂川市	33.6	48.1	33	▲14.5	91	池田町	0.9	16.1	73	▲15.2	-	苫前町	-	-	-	-
2	北見市	147.8	143.8	2	4.0	47	稚内市	32.8	40.7	40	▲7.9	-	留萌市	-	4.9	88	皆減	-	羽幌町	-	-	-	-
3	深川市	122.1	121.2	3	0.9	48	栗山町	32.5	25.6	61	6.9	-	江別市	-	-	-	-	-	初山別村	-	-	-	-
4	網走市	112.9	104.9	5	8.0	49	音更町	31.7	38.7	42	▲7.0	-	紋別市	-	-	-	-	-	遠別町	-	-	-	-
5	南幌町	111.2	107.9	4	3.3	50	長万部町	30.2	27.7	56	2.5	-	根室市	-	-	-	-	-	中頓別町	-	-	-	-
6	士別市	98.3	102.9	6	▲4.6	51	当麻町	29.7	30.0	50	▲0.3	-	千歳市	-	-	-	-	-	枝幸町	-	-	-	-
7	北広島市	91.0	81.0	12	10.0	52	当別町	28.6	37.4	44	▲8.8	-	歌志内市	-	-	-	-	-	豊富町	-	-	-	-
8	中標津町	85.3	72.7	17	12.6	53	新ひだか町	28.2	28.9	53	▲0.7	-	恵庭市	-	1.3	92	皆減	-	礼文町	-	-	-	-
9	岩内町	83.4	100.3	7	▲16.9	54	猿払村	27.6	6.8	85	▲20.8	-	伊達市	-	-	-	-	-	利尻富士町	-	-	-	-
10	旭川市	82.8	82.0	11	0.8	55	釧路町	25.9	26.6	57	▲0.7	-	北斗市	-	-	-	-	-	幌延町	-	-	-	-
11	芽室町	82.6	58.1	25	24.5	56	三笠市	25.7	24.5	64	1.2	-	新篠津村	-	-	-	-	-	美幌町	-	-	-	-
12	幕別町	81.1	89.3	9	▲8.2	57	遠軽町	25.4	17.7	70	7.7	-	知内町	-	-	-	-	-	津別町	-	-	-	-
13	森井江町	81.0	29.3	52	51.7	58	小樽市	25.0	26.0	59	▲1.0	-	鹿部町	-	-	-	-	-	清里町	-	-	-	-
14	厚岸町	79.4	82.4	10	▲3.0	59	美瑛町	24.7	27.9	55	▲3.2	-	森町	-	-	-	-	-	訓子府町	-	-	-	-
15	岩見沢市	77.0	76.4	15	0.6	60	洞爺湖町	23.9	24.4	65	▲0.5	-	八雲町	-	-	-	-	-	置戸町	-	-	-	-
16	美瑛市	74.2	76.5	14	▲2.3	60	本別町	23.9	26.1	58	▲2.2	-	上ノ国町	-	-	-	-	-	佐呂間町	-	-	-	-
17	苫小牧市	71.9	63.2	22	8.7	62	安平町	23.4	25.7	60	▲2.3	-	厚沢町	-	-	-	-	-	湧別町	-	-	-	-
18	赤平市	66.7	76.9	13	▲10.2	63	上砂川町	22.9	22.6	67	0.3	-	乙部町	-	-	-	-	-	滝上町	-	-	-	-
19	芦別町	65.4	67.8	19	▲2.4	64	帯広市	22.2	38.0	43	▲15.8	-	今金町	-	-	-	-	-	興部町	-	-	-	-
20	上川町	63.3	70.1	18	▲6.8	65	広尾町	21.5	25.4	62	▲3.9	-	せたな町	-	-	-	-	-	西興部村	-	-	-	-
21	利尻町	62.8	67.0	28	5.8	66	倶知安町	21.3	90.1	8	▲68.8	-	寿都町	-	-	-	-	-	雄武町	-	-	-	-
22	喜茂別町	61.0	50.4	24	0.6	66	長沼町	21.3	29.7	51	▲8.4	-	蘭越町	-	-	-	-	-	大空町	-	-	-	-
23	木古内町	60.6	63.8	21	▲3.2	68	札幌市	18.2	21.8	69	▲3.6	-	京極町	-	-	-	-	-	壮瞥町	-	-	-	-
24	標茶町	56.4	46.3	34	10.1	68	滝川市	18.2	32.1	47	▲13.9	-	共和町	-	-	-	-	-	白老町	-	10.7	79	皆減
25	室蘭市	55.7	51.7	30	4.0	70	島牧村	17.0	24.7	63	▲7.7	-	泊村	-	-	-	-	-	厚真町	-	-	-	-
26	浜中町	55.1	67.4	20	▲12.3	71	むかわ町	14.2	14.4	76	▲0.2	-	古平町	-	-	-	-	-	新冠町	-	-	-	-
27	登別市	54.8	42.5	38	12.3	72	余市町	13.9	15.4	75	▲1.5	-	仁木町	-	-	-	-	-	えりも町	-	-	-	-
28	奥尻町	54.6	8.4	83	46.2	73	積丹町	13.5	23.1	66	▲9.6	-	赤井川村	-	-	-	-	-	士幌町	-	-	-	-
29	平取町	52.2	41.2	39	11.0	74	下川町	11.3	9.6	82	1.7	-	月形町	-	-	-	-	-	上士幌町	-	-	-	-
30	富良野市	49.0	52.5	29	▲3.5	75	松前町	10.5	4.2	89	6.3	-	浦臼町	-	-	-	-	-	鹿追町	-	-	-	-
31	東神楽町	47.7	31.0	49	16.7	76	浦河町	9.6	6.5	86	3.1	-	新十津川町	-	-	-	-	-	新得町	-	-	-	-
32	留寿都村	47.3	57.1	27	▲9.8	77	名寄市	9.3	5.2	87	4.1	-	妹背牛町	-	-	-	-	-	清水町	-	-	-	-
33	日高町	47.2	51.7	30	▲4.5	78	大樹町	7.9	17.4	72	▲9.5	-	秩父別町	-	-	-	-	-	中札内村	-	-	-	-
34	江差町	44.8	39.2	41	5.6	79	神恵内村	7.7	-	-	皆増	-	雨竜町	-	-	-	-	-	更別村	-	-	-	-
35	釧路市	42.8	49.3	32	▲6.5	80	黒松内町	7.4	28.1	54	▲20.7	-	北竜町	-	-	-	-	-	豊頃町	-	-	-	-
36	真狩村	42.1	62.5	23	▲20.4	81	七飯町	7.1	17.5	71	▲10.4	-	沼田町	-	-	-	-	-	足寄町	-	-	-	-
36	斜里町	42.1	58.0	26	▲15.9	82	比布町	6.7	3.4	91	3.3	-	愛別町	-	-	-	-	-	陸別町	-	-	-	-
38	小清水町	41.9	32.9	46	9.0	83	豊浦町	6.6	-	-	皆増	-	南富良野町	-	10.7	79	皆減	-	浦幌町	-	-	-	-
39	石狩市	41.6	44.8	35	▲3.2	84	鷹栖町	5.1	15.9	74	▲10.8	-	和寒町	-	-	-	-	-	弟子屈町	-	-	-	-
40	福島町	40.8	7.5	84	33.3	85	浜頓別町	4.9	-	-	皆増	-	剣淵町	-	-	-	-	-	鶴居村	-	-	-	-
41	函館市	38.9	37.4	44	1.5	86	様似町	3.5	13.4	77	▲9.9	-	美深町	-	-	-	-	-	白糠町	-	-	-	-
42	由仁町	38.7	74.1	16	▲35.4	87	東川町	3.4	4.0	90	▲0.6	-	中川町	-	-	-	-	-	別海町	-	31.7	48	皆減
43	ニセコ町	37.9	44.7	36	▲6.8	87	天塩町	3.4	11.2	78	▲7.8	-	幌加内町	-	-	-	-	-	標津町	-	-	-	-
44	上富良野町	37.6	22.6	67	15.0	89	中富良野町	2.4	-	-	皆増	-	増毛町	-	-	-	-	-	羅臼町	-	-	-	-
45	占冠村	36.4	44.0	37	▲7.6	90	音威子府村	2.3	10.2	81	▲7.9	-	小平町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

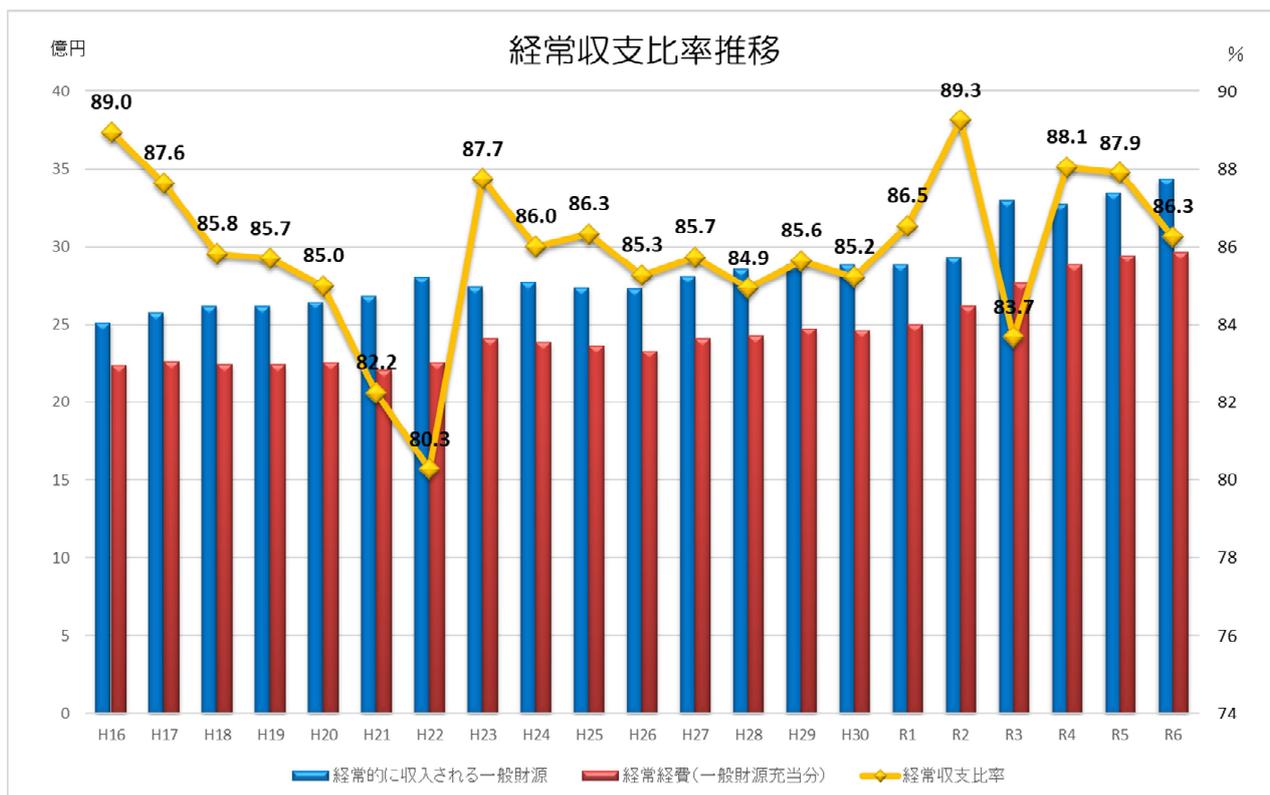
※早期健全化基準以上の市町村（350%以上）・・・該当なし

全道平均(札幌市除く)	14.6
全道平均	15.7

## (3) 経常収支比率

経常収支比率は、町の財政構造の柔軟性を示す指標で、人件費や扶助費などの固定的な支出にどれだけの予算が使われているかを表します。比率が高いほど、新たな施策に活用できる財源が限られてしまいます。

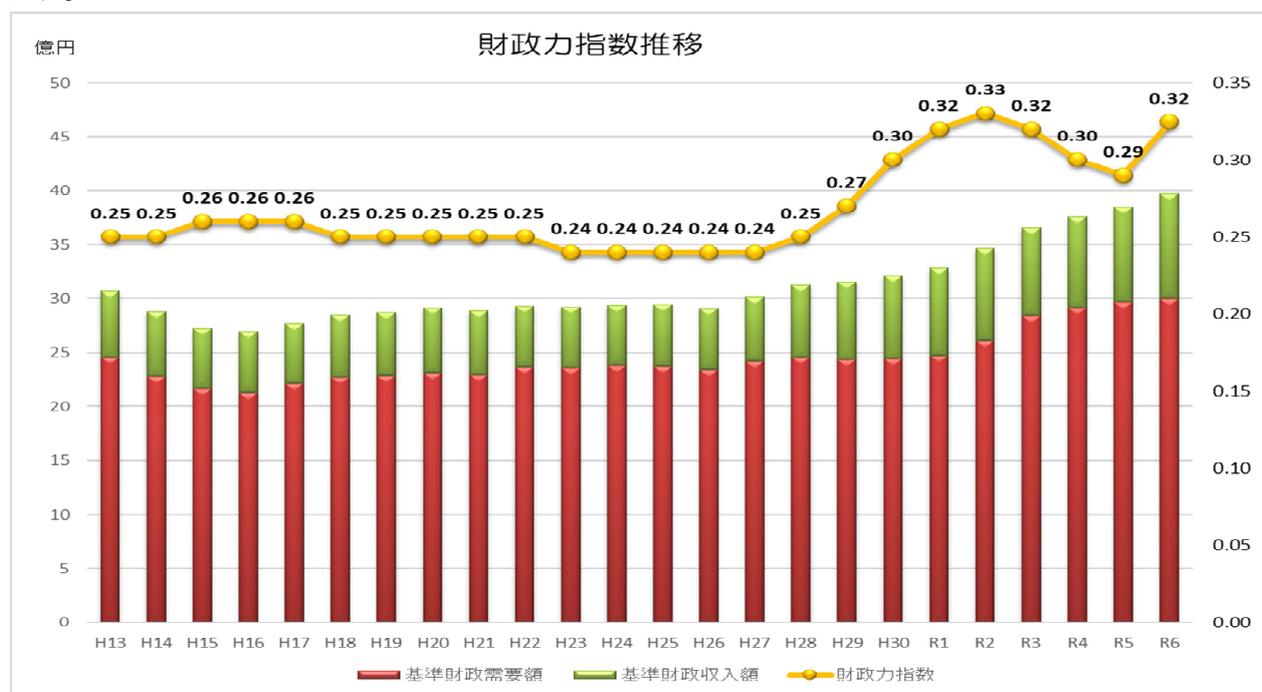
全国の市町村平均はおおよそ92%ですが、ニセコ町は近年90%未満で推移しており、比較的柔軟な財政運営が可能な水準を維持しています。ただし、今後は高齢化の進行によって、社会保障関連の経費が増加することが見込まれるため、引き続き注視が必要です。



#### (4) 財政力指数

財政力指数は、町の財政がどれだけ自主的な収入で運営されているかを示す指標で、1.0を超えると地方交付税の交付対象外の団体となります。

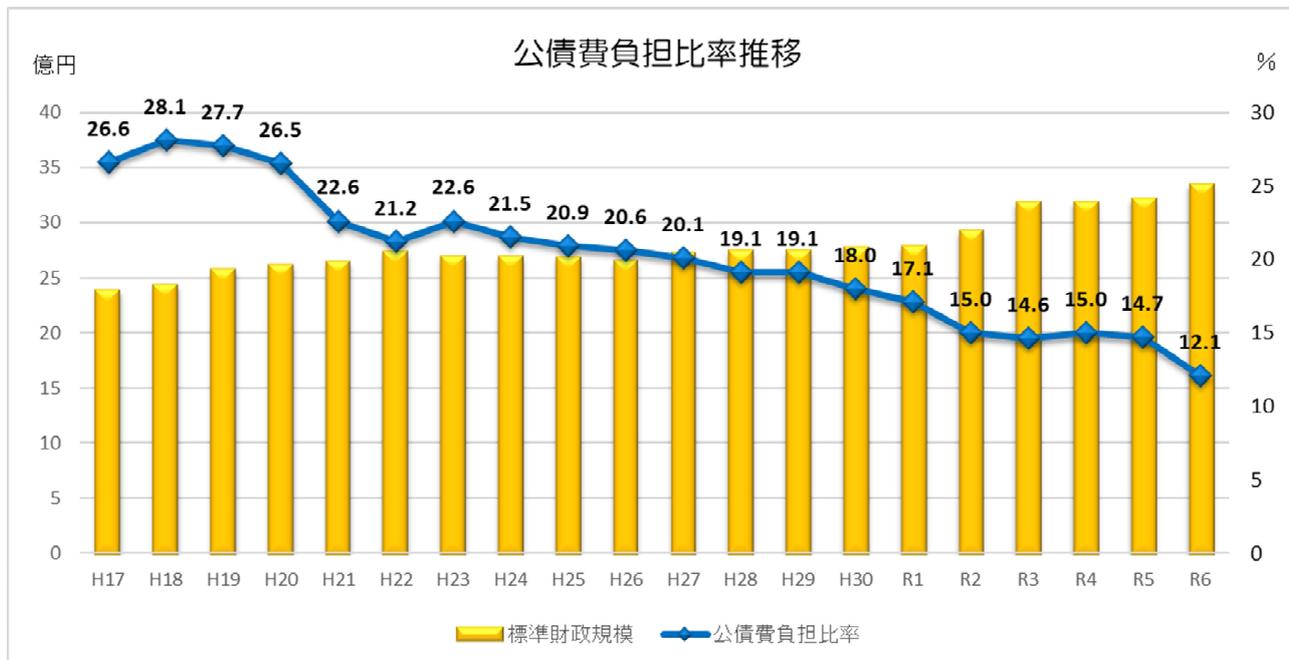
ニセコ町の財政力指数は、税収の伸びを背景に上昇傾向にあります。令和2年度以降は、一時的に基準財政需要額の増加により指数が低下したものの、最近再び回復基調にあります。



## (5) 公債費負担比率

公債費負担比率は、町の一般財源のうち、借金返済に充てている割合を示す指標で、財政の硬直性を測る目安となります。一般的には15%を超えると注意が必要で、20%を超えると財政運営上のリスクが高まるとされています。

ニセコ町では、近年この比率が着実に改善しており、令和6年度には12.1%と15%を大きく下回る水準となりました。こうした改善を維持・促進するため、今後も減債基金（将来の借金返済に備える基金）などを有効に活用し、公債費負担の抑制に努めていくことが重要です。



## 7 財政状況の総括

ニセコ町の財政状況は、「実質公債費比率」や「将来負担比率」など、主要な財政指標において国の健全化判断基準を大きく下回る良好な水準を維持しており、現時点では深刻な財政リスクは見受けられません。

平成16年度に「財政危機突破計画」を策定して以降、町の財政は着実に改善を続けており、特に以下の取り組みが財政健全化に大きく寄与してきました。

- ・人口増加を見据えた施策の推進と安定的な税収確保
- ・普通交付税の増加や有利な地方債の活用
- ・将来負担に備えた基金の計画的な積立て

これらの結果、財政の柔軟性と安定性はともに高まり、歳出規模の拡大にも対応できる体制が整いつつあります。そのため、過去20年間にわたる財政運営は、総合的に見ても一定の評価に値するものと考えられます。

一方で、義務的経費の増加は今後も見込まれるため、引き続き支出構造の見直しや財政負担の抑制努力を継続することが求められます。

公債費負担比率については、令和6年度には12.1%まで低下しており、財政の硬直性が着実に改善している点も評価できますが、今後の大規模事業の実施も想定されることから、将来の財政負担の動向については十分に注視していく必要があります。

### Ⅲ 将来を見据えた地方債計画

#### 1 地方債残高・償還額の見通し

これまでの章では、過去 20 年間の財政運営の推移とその分析結果を見てきました。ここからは、今後の財政運営において重要な役割を担う地方債の計画について説明します。

現在ニセコ町では、必要な社会基盤の整備を進めるにあたり、地方債を活用しています。その結果、地方債残高は令和 7 年度に 120 億円を超え、令和 8 年度には 130 億円台に達する見込みです。

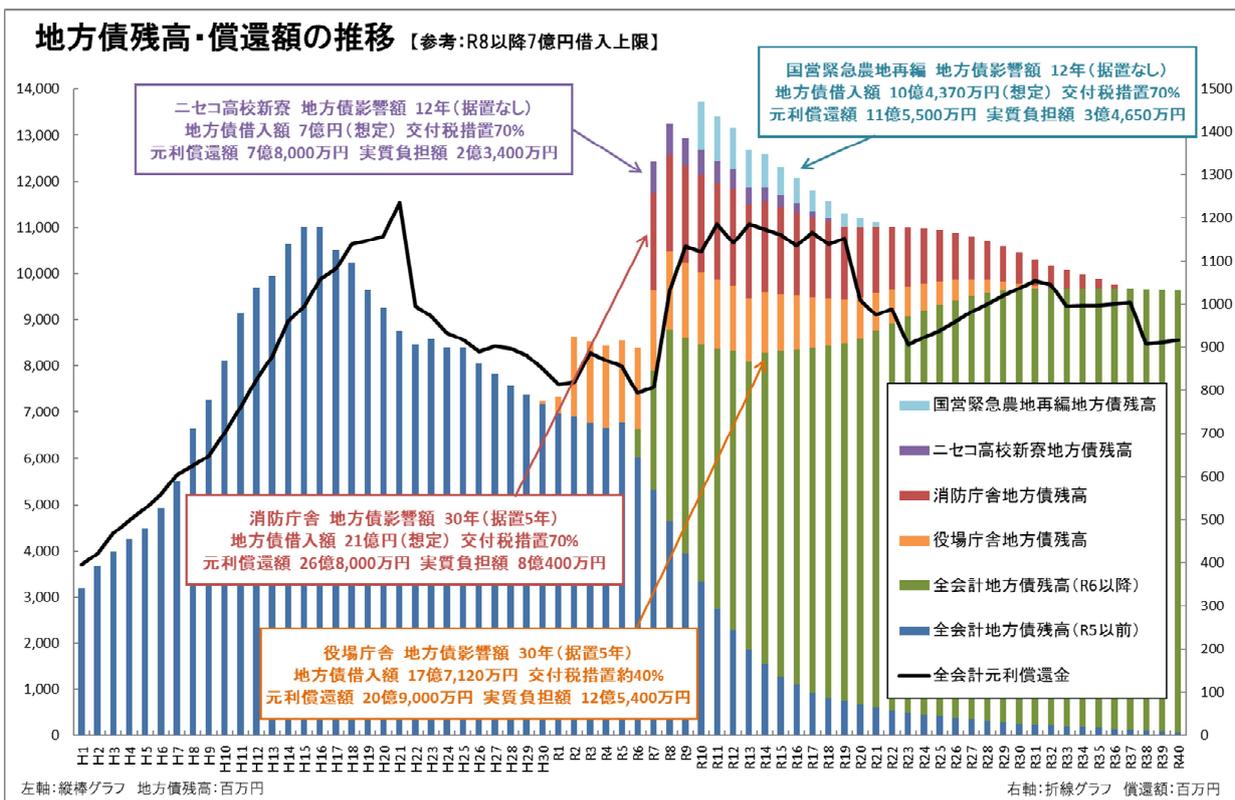
ただし、これらの多くは、国からの交付税措置が講じられる有利な地方債制度（「過疎対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」など）の活用が予定されており、町の実質的な返済負担は一定程度軽減されます。

また、地方債の元利償還額（借入金の返済）については、過去最高だった平成 21 年度の 12.4 億円を上回ることとはなく、最大でも 11 億円台で推移する見通しです。

地方債の活用にあたっては、国の交付税措置を最大限に活かしつつ、単年度ごとの財政負担にも十分配慮し、持続可能な財政運営を着実に進めていく方針です。

【参考】大規模な公共事業で想定している地方債

事業	地方債	交付税措置率	借入時期
役場庁舎	市町村役場機能緊急保全事業債 緊急防災・減災事業債 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	約40%	借入済み
消防庁舎	緊急防災・減災事業債	70%	令和7年度予定
ニセコ高校新寮	過疎対策事業債	70%	令和7年度予定
国営緊急農地再編	過疎対策事業債	70%	令和10年度予定



## 2 基金積立・活用方針

将来の公債費（借入金の返済）の増加が見込まれるなかで、町の一般財源に過度な負担がかからないようにするためには、事前の備えが不可欠です。そのためニセコ町では、特定財源として「基金」の計画的な積立てと活用を進めています。

特に、公債費負担が大きくなると見込まれる大規模事業に対応するため、以下のような基金積立・活用方針に取り組んでいます。

### ① 減債基金（役場庁舎分）

令和2年度に完成した役場庁舎は、補助金や地方債を有効に活用し、町の実質的な負担をできる限り軽減しました。活用した地方債も、返済額の約40%が交付税措置されるという非常に条件の良いものです。

それでも、今後の償還に備えた準備が必要であるため、町では「減債基金」への積立てを進めています。令和8年度からは本格的な返済が始まる予定となっており、年間1,000万円規模の補填を目指し、計画的な財源確保を進めています。

単位：千円

	元利償還金	交付税措置	一般財源	減債基金 増減額	減債基金 残高
R1	562	225	338	13,306	79,524
R2	3,206	1,282	1,924	53,107	132,631
R3	15,221	6,090	9,133	46,902	179,533
R4	17,666	7,066	10,599	15,002	194,535
R5	17,798	7,119	10,678	15,002	209,537
R6	22,973	9,189	13,784	50,130	259,667
R7	32,847	13,139	19,709	0	259,667
R8	78,955	31,582	47,373	△ 10,000	249,667
R9	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	239,667
R10	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	229,667
R11	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	219,667
R12	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	209,667
R13	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	199,667
R14	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	189,667
R15	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	179,667
R16	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	169,667
R17	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	159,667
R18	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	149,667
R19	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	139,667
R20	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	129,667
R21	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	119,667
R22	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	109,667
R23	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	99,667
R24	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	89,667
R25	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	79,667
R26	80,576	32,230	48,345	△ 10,000	69,667
R27	80,469	32,187	48,282	△ 10,000	59,667
R28	77,526	31,010	46,515	△ 10,000	49,667
R29	77,526	31,010	46,515	△ 10,000	39,667
R30	77,526	31,010	46,515	△ 10,000	29,667
R31	74,495	29,798	44,697	△ 10,000	19,667
R32	61,247	24,499	36,748	△ 19,667	0
R33	2,080	832	1,248	0	0
合計	2,090,460	836,184	1,254,277	0	0

## ② 国営緊急農地再編整備事業基金

令和9年度に事業完了を予定している国営緊急農地再編整備事業においては、町が事業費の4.32%を負担します。令和10年度には、その負担分として10億円を超える借入れを予定しており、返済額の70%に交付税措置が講じられる「過疎対策事業債」の活用を見込んでいます。

ただし、町の実質的な負担額は依然として大きいため、その一部を賄う財源として、基金への積立ても進めています。返済が始まる令和11年度以降には、年間1,700万円を補填できるように、計画的な準備に取り組みます。

単位:百万円

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	中計
経過	事業着手	工事開始												事業完了	借入	
起債借入															1,043.7	1,043.7
元利償還金						事業期間14年								借入1年		
交付税措置																
一般財源																
基金積立額	0.0	20.0	30.0	11.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0	15.0	15.0	15.0	17.3	204.0
基金取崩額																
実質町負担額	0.0	20.0	30.0	11.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0	15.0	15.0	15.0	17.3	204.0

単位:百万円

年度	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計
経過	返済開始											返済完了	
起債借入													1,043.7
元利償還金	93.6	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.6	96.6	1,155.3
交付税措置	65.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.5	67.6	67.6	807.8
一般財源	28.1	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	346.6
基金積立額													204.0
基金取崩額	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	204.0
実質町負担額	11.1	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	346.6

返済期間12年

なお、上記の「減債基金（役場庁舎分）」及び「国営緊急農地再編整備事業基金」については、現時点での試算や財政見通しに基づいて設定されています。今後、より多くの財源が確保できた場合には、さらなる基金積立の強化も視野に入れ、町全体の財政負担の軽減に努めていく方針です。

## IV 今後の見通しと財政運営の方向性

### 1 将来に向けた財政の課題

現在のニセコ町の財政は、指標上は安定した状況を保っていますが、今後の運営には慎重な対応が求められる複数の課題が存在します。

特に重要な課題の一つが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく制度の見直しです。町の人口推移を踏まえると、令和12年度（2030年度）には過疎地域の指定から外れる可能性が高まっており、過疎債などの有利な地方債制度や交付税措置の適用が受けられなくなる見通しです。そのため、財源の確保や将来の事業展開に大きな支障が生じるおそれがあります。

加えて、町ではこれまで有利な交付税措置のある地方債を活用し、必要な公共施設の整備を進めてきました。しかし、近年の資材費や人件費の高騰により、建設コストが徐々に上昇し始めています。その結果、有利な地方債であっても、町の実質的な負担額の増加が見込まれ、将来の財政運営に少なからぬ影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえると、今後の財政運営では、国の支援制度の見直しや社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、将来の財政負担を抑えるために、より実効性のある取り組みを推進することが求められます。

### 2 安定的な財政運営に向けた基本姿勢

ニセコ町では、これからも地域の暮らしやまちづくりを安定的に支えていくため、計画性と柔軟性を兼ね備えた財政運営を推進していきます。

その実現に向け、今後の運営における基本姿勢として、以下の3点を中心に取り組みを進めていきます。

#### ① 将来負担の軽減と財政の健全性の確保

地方債の発行に際しては、地方債償還計画を見据えた慎重な判断を行い、同時に「減債基金（将来の借金返済に備えるための基金）」などの特定目的基金への積立てを計画的に実施し、将来への備えを強化します。

#### ② 事業の重点化と効率的な資源配分

限られた財源を有効に活用するため、町としての優先度や地域課題を踏まえたうえで、事業を精査し、選択と集中を徹底します。

#### ③ 外部財源の戦略的活用と制度変化への対応

国や北海道の支援制度、交付税措置の動向を継続的に把握し、財源の多様化と財政負担の軽減につながる手段を積極的に取り入れていきます。

今後も、町の財政状況や取組内容については、町民の皆さんにわかりやすく情報を発信し、理解と協力を得ながら、持続可能な財政運営を進めてまいります。